

「2017年 LEC全日本社労士公開模試 第2回」から

第49回社労士試験【択一式】徴収法〔（労災）問8〕E肢の出題が**論点的中**しました！！

LEC教材掲載内容（抜粋）

[RU17711 p.14]

<第2回 択一式 徴収法 （労災）問8-E>

E 住宅の貸与等住居の利益については、原則として、福利厚生施設とみなされることから、一部の者にのみ住宅が貸与されていても、他の者に何ら均衡手当が支給されていない場合には、住宅貸与の利益は賃金にはあたらない。

（解答 ○ 昭 28. 10. 16 基収 2386 号）

本試験出題はこうでした！

第49回 社労士試験 問題
〔択一式〕 徴収法 （労災）【問8-E】

E 住居の利益は、住居施設等が無償で供与される場合において、住居施設が供与されない者に対して、住居の利益を受ける者との均衡を失しない定額の均衡手当が一律に支給されない場合は、当該住居の利益は賃金とならない。

（解答 ○ ）

的中！